

令和8年度（4月入学 日本人学部生用）
入学料免除・徴収猶予及び前期授業料免除申請のしおり
【対象】申告番号②・④～⑩を選択した者

【目次】

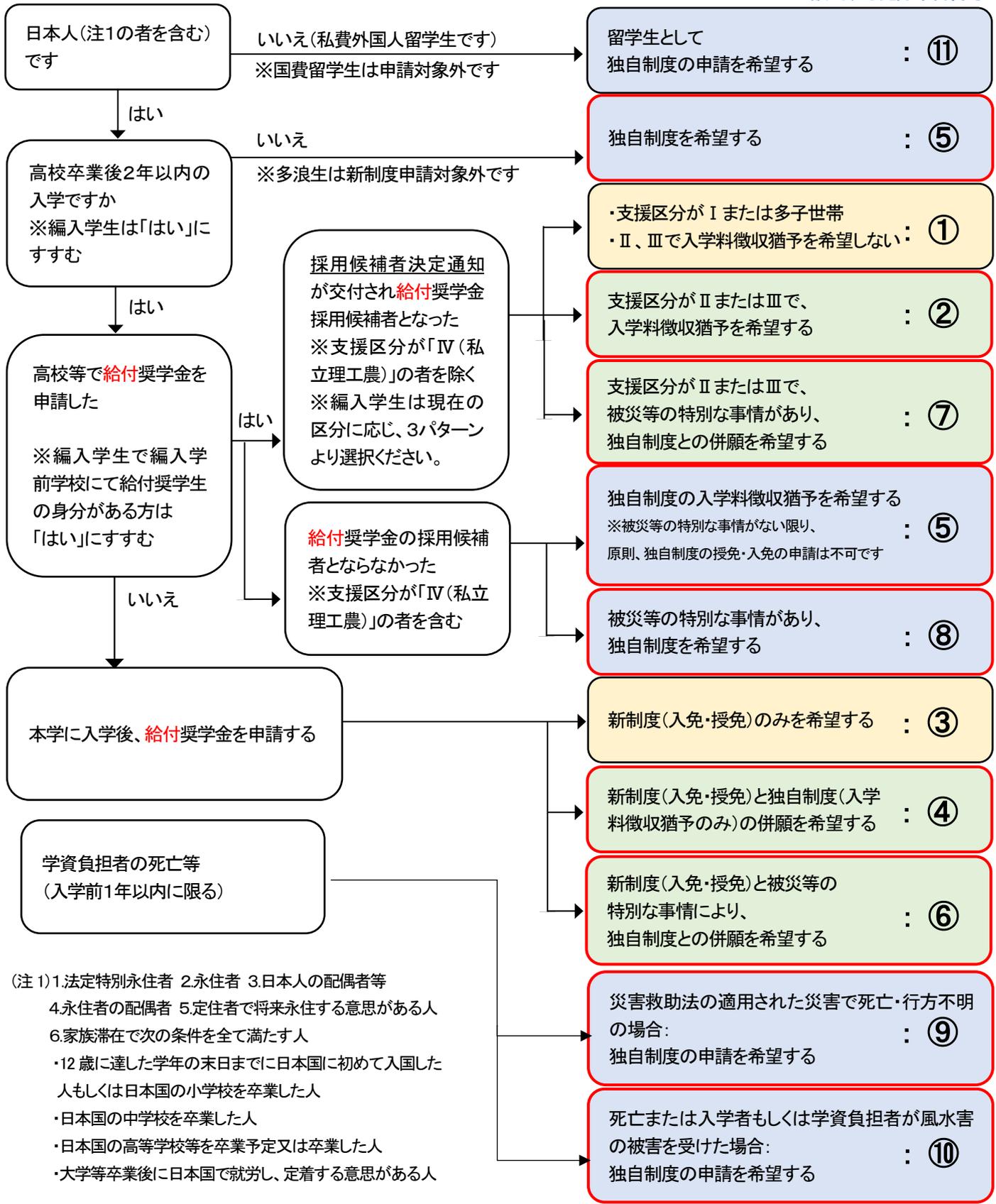
I. 免除制度・対象者	P. 1
II. 選考方法	P. 5
III. 免除申請に係る収入限度額の目安	P. 6
IV. 申請手続きの流れ・申請期間	P. 7
V. 提出書類・提出書類の例	P. 9
VI. 〔本学独自制度〕1次申請（Web申請）の入力方法	P. 13
VII. 〔本学独自制度〕2次申請（提出書類）の提出方法	P. 22
VIII. 申請にあたっての注意事項等	P. 23
IX. 一部免除又は不許可の場合の入学料・授業料の納付	P. 24
X. 個人情報の取扱い	P. 24
XI. 免除申請に係るFAQ	P. 25
XII. 提出前セルフチェックリスト	P. 28

【問合せ先】

〒860-8555 熊本県熊本市中央区黒髪2丁目40番1号
熊本大学学生支援部学生生活課経済支援担当
TEL:096-342-2151 窓口開室時間:平日9:00~17:00
E-Mail:gag-jumen@jimu.kumamoto-u.ac.jp

入学手続きシステムで入力を行う前に、自分がどの免除申告番号に該当するかを確認しましょう。
※「入学料免除」→「入免」、「授業料免除」→「授免」と表記しています。

該当する免除申告番号



(注1) 1.法定特別永住者 2.永住者 3.日本人の配偶者等
4.永住者の配偶者 5.定住者で将来永住する意思がある人
6.家族滞在で次の条件を全て満たす人
・12歳に達した学年の末日までに日本国に初めて入国した人もしくは日本国の小学校を卒業した人
・日本国の中学校を卒業した人
・日本国の高等学校等を卒業予定又は卒業した人
・大学等卒業後に日本国で就労し、定着する意思がある人

※黄色(①③):新制度のみ申請 青色(⑤⑧⑨⑩⑪):独自制度のみ申請 緑色(②④⑥⑦):併願

I. 免除制度

1. 高等教育の修学支援新制度

住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯や扶養する子どもの数が3人以上世帯の学部学生(外国人留学生を除く。)で、**日本学生支援機構の給付奨学生に採用された方**を対象として給付奨学金の支援区分に応じて、入学料及び授業料が、全額、2/3の額、1/3の額のいずれかで免除されます。

※給付奨学金の申請手続き等の詳細は『入学ガイドブック補足資料4「奨学金制度について」』で確認してください。

※申告番号で「⑥・⑦」を選択した者は、新制度と本学独自の制度(以下「本学独自制度」という。)の両方の判定結果を比較し、申請者にとってより有利な判定結果を適用します。

2. 熊本大学独自の入学料免除・入学料徴収猶予及び授業料免除

学部学生(外国人留学生を除く。)の場合、新制度の募集要件外者や、新制度と入学徴収猶予の併願希望者、新制度を利用せず入学料徴収猶予のみの申請希望者等が対象の本学独自制度です。

○入学料免除・徴収猶予

入学料免除は、入学料の全額、又は半額の額の納付が免除される制度で、入学料徴収猶予は入学料の納付が猶予される制度です。

※入学料徴収猶予は、入学料の納付期限を9月末まで延期するものであり、免除ではありません。

(1)一般枠【申告番号「②・④・⑤」】

1)入学料徴収猶予

経済的理由(各種ローンや負債等の返済を除く。)により、納付期限までに入学料の納付が困難であり、かつ、学業成績が優秀と認められる者

※【申告番号「④」】選択者は、新制度での入学料免除及び授業料免除を必ず申請してください。

(2)災害枠(災害救助法適用)【申告番号「⑥・⑦・⑧」】

1)入学料免除 **入学料免除と入学料徴収猶予をセットで申請してください。**

免除申請前1年以内において災害救助法が適用される災害で、申請者の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という。)が災害救助法適用地域に居住し、被災したことにより、入学料の納付が著しく困難と認められる者

2)入学料徴収猶予

免除申請前1年以内において災害救助法が適用される災害で、学資負担者が災害救助法適用地域に居住し、被災したことにより、納付期限までに入学料の納付が困難と認められる者
※公的機関発行の罹災証明書(全壊、大規模半壊、半壊又は床上浸水)により、学資負担者の家屋が損壊していることの証明が必要です。

※独立生計者の認定要件を満たす場合に限り、申請者本人所有の家屋が被災した場合も対象とします。

(3)学資負担者死亡等枠(災害救助法適用)【申告番号「⑨」】

1)入学料免除 **入学料免除と入学料徴収猶予をセットで申請してください。**

災害発生後1年以内に納付する入学料について、災害救助法が適用される災害で、学資負担者が災害救助法適用地域に居住し、死亡・行方不明となったことにより、入学料の納付が著しく困難と認められる者

2) 入学料徴収猶予

災免除申請前1年以内において災害救助法が適用される災害で、学資負担者が災害救助法適用地域に居住し、死亡・行方不明となったことにより、納付期限までに入学料の納付が困難と認められる者

(4) 学資負担者死亡等枠(災害救助法適用外)【申告番号「⑩」】

1) 入学料免除 **入学料免除と入学料徴収猶予をセットで申請してください。**

入学前1年以内において、学資負担者が死亡し、又は申請者本人若しくは学資負担者が風水害等の被害を受け、入学料の納付が著しく困難と認められる者

2) 入学料徴収猶予

入学前1年以内において、学資負担者が死亡し、又は申請者本人若しくは学資負担者が風水害等の被害を受け、納付期限までに入学料の納付が困難と認められる者

※「入学前1年以内」とは、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間です。

○ 授業料免除

授業料免除は、学生本人からの申請に基づき選考を行い、授業料の全額、又は半額の額の納付が免除される制度です。

(1) 修学支援新制度要件外枠【申告番号「⑤」】

日本人学部生で新制度の認定要件外となっている者のうち高等学校等を卒業した年度の翌年度の末日から大学に入学した日までの期間が2年を超えている者(多浪生)で、授業料の納付が著しく困難と認められる者

例:「○」2023年3月に高校を卒業し、2026年4月に本学入学

「×」2024年3月に高校を卒業し、2026年4月に本学入学

※修学支援新制度要件外枠は授業料免除のみです。入学料免除は申請できませんが、入学料徴収猶予は申請できます。

(2) 災害枠(災害救助法適用)【申告番号「⑥・⑦・⑧」】

災免除申請前1年以内において災害救助法が適用される災害で、学資負担者が災害救助法適用地域に居住し、被災したことにより、授業料の納付が著しく困難と認められる者

※公的機関発行の罹災証明書(全壊、大規模半壊、半壊又は床上浸水)により、学資負担者の家屋が損壊していることの証明が必要です。

※独立生計者の認定要件を満たす場合に限り、申請者本人所有の家屋が被災した場合も対象とします。

(3) コロナ枠【申告番号「⑥・⑦・⑧」】

次のどちらかの要件に該当している者が申請可能です。

① 新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少があった者等を支援対象として実施する公的支援を受けた者

② 新型コロナウイルス感染症の影響により、学資負担者の令和8年度の世帯の収入見込みが、令和元年度から令和7年度までの期間と比較して、1/2以下になったことにより授業料の納付が著しく困難と認められる者

※①と②で申請書類が異なります。申請書類等の詳細は、本学ウェブサイトに掲載している『「新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯の学生を対象とした令和8年度(前期)授業料免除」募集要項(日本人新入生用)』で必ず確認してください。

※**コロナ枠は授業料免除のみです**。入学料免除は申請できません。

(4)学資負担者死亡等枠(災害救助法適用)【申告番号「⑨」】

災免除申請前1年以内において[災害救助法が適用される災害](#)で、学資負担者が災害救助法適用地域に居住し、死亡・行方不明となったことにより、授業料の納付が著しく困難と認められる者

(5)学資負担者死亡等枠(災害救助法適用外)【申告番号「⑩」】

入学前1年以内において、学資負担者が死亡し、又は申請者本人若しくは学資負担者が風水害等の被害を受け、授業料の納付が著しく困難と認められる者

※「入学前1年以内」とは、**令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間**です。

Ⅱ. 選考方法

1. 新制度の選考方法

日本学生支援機構の学力基準及び家計基準に基づき選考します。詳しくは下記 URL をご確認ください。

〔学力基準〕 <https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/gakuryoku/index.html>

〔家計基準〕 <https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/kakei/index.html>

2. 本学独自制度の「一般枠」及び「修学支援新制度要件外枠」

入学料免除・徴収猶予及び授業料免除は、申請者のうち学力基準と家計基準の両方を満たした者について、前期・後期ごとに、本学における予算の範囲内で、「家計困窮度の高い者」から順に選考します。

※「家計困窮度の高い者」が多くなった場合や当該年度の予算額等により、**前期と後期で免除結果が異なる**場合があります。

※家計困窮度が高いと判断された場合でも、**学力基準を満たしていない者は免除されません。**

(1) 学力基準については、次のとおりです。

出身高等学校長から提出された調査書の評定平均値が3.5以上の者又は本人の属する学部における入学試験の成績が上位2分の1以内の者

※**学力の判定結果は1年間適用されます。**したがって、例えば、前期と後期にそれぞれ免除申請する場合でも、学力判定結果は1年間同じです。

(2) 家計基準については、次ページの「Ⅲ. 免除申請に係る収入限度額の目安」で確認してください

「収入限度額の目安」はあくまで目安です。同項にも記載しているとおり、単に収入額のみで審査を行うわけではなく、世帯構成、通学形態や家庭の特別な事情等を考慮して判定します。

3. 本学独自制度の「学資負担者死亡等枠」、「コロナ枠」及び「災害枠」

(1) 学資負担者死亡等枠(災害救助法適用外)及びコロナ枠

学力基準は問いません。家計基準は「1. 一般枠及び修学支援新制度要件外枠」を参照してください。

(2) 学資負担者死亡等枠(災害救助法適用)及び災害枠(災害救助法適用)

学力基準は問いません。災害枠で申請する場合、罹災証明書で半壊又は床上浸水と証明されている世帯及び罹災証明を申請中の世帯は、併せて「1. 一般枠及び修学支援新制度要件外枠」に掲載している家計基準で審査を行います。

Ⅲ. 免除申請に係る収入限度額の目安 ※半額免除の場合

入学料免除及び授業料免除申請者の中には、世帯収入が本学の定める家計基準額を超過している者(不適格者)が多く見受けられます。申請にあたっては、概ね下表を目安としてください。

なお、この目安額は以下の条件で算定しています。実際の審査では、所得の種類、世帯の構成、通学形態や家庭の特別の事情(母子・父子世帯、身体等に障害のある者、長期療養を必要とする者、家計支持者が単身赴任している者)等の有無によって異なってきますので、ご留意願います。

【例】以下条件と仮定した場合の収入限度額

本人＝奨学金受給無し、アルバイト収入無し 父＝家計支持者 母＝専業主婦

世帯の家族構成 1名:留学生又は独立生計者として認定された者 3名:本人と両親

4名:本人、両親及び公立高校生(自宅通学)

5名:本人、両親、公立高校生及び中学生(自宅通学)

1 給与所得の場合(単位:千円)

この表の金額は、源泉徴収票の支払金額で給与所得控除前の収入金額を指します。また、年金等の金額を含むものとします。

区分	世帯人員	学部生
自宅通学	1名	3,670
	3名	5,650
	4名	6,450
	5名	6,900
自宅外通学	1名	4,300
	3名	6,280
	4名	6,920
	5名	7,340

2 給与所得以外の場合(商業、工業、林業、水産業及び農業所得等)(単位:千円)

確定申告の売上(収入)金額から必要経費を差し引いた税込営業利益等の所得金額を指します。

区分	世帯人員	学部生
自宅通学	1名	1,950
	3名	3,340
	4名	3,900
	5名	4,320
自宅外通学	1名	2,390
	3名	3,780
	4名	4,340
	5名	4,760

＜注意事項＞

免除の選考は、申請資格を有する者(学業優秀と認められ、経済的に入学料・授業料の納付が困難な者)に対して行われます。学力基準は前ページをご覧ください。

ただし、条件を満たした場合であっても、予算の範囲内で入学料・授業料免除が行われるため、必ずしも免除されるとは限りません。

IV. 申請手続きの流れ・申請期間

1. 新制度の手続きの流れ・申請期間

入学手続きシステムにて申告(入力)する「免除申告番号」により、手続きの流れが異なります。入学ガイドブックにある「補足資料③」及び「補足資料④」を熟読の上、記載されている期日までに申請を完了させてください。

(例)



2. 本学独自制度の申請の流れ・申請期限



1)各種申請の手続

(1)申請区分の確認・必要書類の準備

申請区分(P. 2)を確認し、必要書類(P. 9)を確認してください。

※様式番号が記載されている様式は授業料免除申請システム(以下、「申請システム」)入力完了後に同システムからダウンロードできます。

(2)1次申請 (Web 申請)

1次申請をすることにより必要書類の印刷や授業料引き落としの停止がされますので、申請者は必ず期限内に手続きをしてください。詳細はP. 13「VI. 1 次申請(Web 申請)の入力方法(本学独自制度)」を参照ください。

※1次申請を期間内に行わない場合は2次申請できません。

※入学料の納付は、免除結果判明まで不要です。

(3)2次申請 (書類郵送)

- ・全員必要な書類と家計審査に必要な様式及び各証明書類(P. 9参照)を期日までに郵送してください。郵送方法はP. 22「VI. [本学独自制度]2次申請(書類提出)の提出方法」をご参照ください。
- ・1次申請完了後2次申請をしていない又は提出期限に間に合わない場合は申請を「辞退した」とみなします。

(4)不備書類等の連絡 (不備がある場合・随時)

- ・書類の不備等あった場合は申請システムに登録した連絡先にメール又は電話しますので、速やかに対応してください。
- ・こちらからの連絡に回答がない場合や指定した期限までに書類等の提出がない場合は、免除申請を取り下げたものとして扱います。本学はその責を一切負いません。

(5)選考結果通知 (6月下旬)

6月下旬に本学の電子掲示板より選考結果を通知します。

結果確認は申請者本人が、学内の Wi-Fi に接続したパソコンやスマートフォンなどで、学務情報システム(SOSEKI)にアクセスし、各自で確認してください。保証人への通知は行っておりません。

「学務情報システム(SOSEKI)」→「学生情報」→「学生ポートフォリオ」→「学費収納状況」

※熊本県外または日本国外にいる等により SOSEKI の確認ができない場合は、表紙の【問合せ先】にメールで連絡してください。

※審査は学期(前期・後期)ごとに行いますので、通年申請した場合でも免除結果が異なる場合があります。

※電子掲示板の通知をいつも使うメールで受信することができますので、各自設定してください。

「学務情報システム(SOSEKI)」→「掲示」→「メールアドレス変更」

(6)入学料・授業料の納付 (選考結果が全額免除以外の場合)

全額免除以外の選考結果となった場合は、通知にある期限までに納付してください。

- ・入学料: 選考結果発表後に、本人宛に振込依頼書を送付しますので期日までに納付してください。入学料徴収猶予の方は9月30日(水)までに納付してください。
- ・授業料: 前期分については7月13日(月)に入学手続きで登録した銀行口座から自動引き落としがあります。自動引き落としできないときは、本学財務課収入担当窓口で現金で納付するか、保証人宛に届く振込依頼書より納付してもらいことになります。

2) 本学独自制度の申請期間

入学区分により申請期間が異なりますので、間違いのないようご注意ください。

入試区分	1次申請期間	2次申請期間
総合型選抜 I・II (kumamoto 探究入試・国際バカロレア入試) 学校推薦型選抜 I	令和8年2月17日(火) ～24日(火)	令和8年2月18日(水) ～26日(木)「消印有効」
一般選抜(前期日程) 総合型選抜 I(帰国生徒入試)	令和8年3月13日(金) ～23日(月)	令和8年3月13日(金) ～24日(火)「消印有効」
第3年次編入学試験	令和8年3月18日(水) ～23日(月)	令和8年3月18日(水) ～24日(火)「消印有効」
一般選抜(後期日程)	令和8年3月25日(水) ～31日(火)	令和8年3月26日(木) ～4月2日(木)「消印有効」

V. 提出書類・提出書類の例 ※入学料免除・徴収猶予及び授業料免除 共通

1. 新制度の提出書類

入学手続きシステムにて申告(入力)する「免除申告番号」により、提出物が異なります。入学ガイドブックにある「補足資料③」及び「補足資料④」を熟読の上、記載されている期日までに提出(郵送)してください。

2. 本学独自制度の提出書類

※所得課税証明書などの公的書類は、マイナンバーの記載がないものを提出してください。マイナンバー記載の書類を発行してしまった場合は、その部分を黒塗りするなど見えないようにして提出してください。

※免除申請書及び各様式は、全てA4サイズで提出してください。A4サイズより小さいサイズの証明書類等は、指定した貼付台紙に貼付して提出してください。

※所得課税証明書など原本を提出する書類は、発行日から3ヶ月以内のものを提出してください。

※所得課税証明書は、例年誤った内容の証明書の提出が多く見受けられますので、取得にあたっては、下表の留意事項をよく確認してください。

※申請後、入力内容に変更があった場合は、速やかに表紙の【問合せ先】に連絡してください。

※提出された書類で内容が確認できない場合、追加で書類の提出を求められることがあります。

1) 申請者全員が提出する書類【必須】

提出書類	留意事項
入学料免除・徴収猶予申請書(3枚で1セット) 授業料免除申請書(3枚で1セット) ※入学料免除と授業料免除でそれぞれ1部提出してください。	令和8年4月1日現在の状況を入力してください。 片面印刷で提出してください。
授業料免除連絡票(様式1)	入学料免除・徴収猶予申請のみの場合も必ず提出してください。 不足書類がない場合でも必ず提出してください。

2) 一般枠・一般枠以外【必須】(災害枠で「全壊」または「大規模半壊」の者は不要)

提出書類	留意事項
アルバイト収入状況申立書(様式2)	アルバイトをしていない場合も必ず提出してください。
奨学金受給状況申告書(様式3)	奨学金を受給していない場合も必ず提出してください。
市区町村発行の最新の所得課税証明書(原本) ※大学院生は、必ず申請者本人分も提出してください。	幼児、就学者を除く同一生計世帯全員分の個人証明(1人1枚)が必要です。世帯分(家族で1枚)ではありません。専業主婦(夫)や18歳以上で収入がない方(予備校生などを含む。)の分も全て提出してください。 ※「同一生計」とは、同居・別居を問わず家計を支える者が送金を行うなど、生活費に一体性がみられる状態のことをいいます。 ※申請時点の最新版は、令和7年課税度分(内容は令和6年1月～令和6年12月分の収入等)の証明になります。 ※【収入】【所得】【課税額】これらの必要事項が全て記載されているものを提出してください。 ※証明書の名称は、各自自治体によって異なりますので、各自自治体に確認してください。 ※源泉徴収票(写)や確定申告書(写)を提出する場合でも、市区町村発行の最新の所得課税証明書は、該当者全員分を必ず提出してください。 ※申請者の兄弟姉妹が学生(就学者)の場合は提出不要です。

3) 該当者が提出する書類

【所得等に関する証明書類】

(写)以外は原本の提出が必要です

対象者	必要書類	発行元など	
給与所得者 パート・アルバイト等を含む。申請者本人のアルバイトは不要 右欄の①～④で該当するものを提出。②～④に該当する場合は就労に関する申立書(様式8の2)も必ず提出すること	①令和7年1月～12月において就職・転職していない	源泉徴収票(令和7年分)(写) ※勤務先が複数ある場合は全て提出すること	
	②令和7年1月以降に就職・転職し、現在も継続して勤務している場合	給与支給(見込)証明書(様式5) 就労に関する申立書(様式8の2)	(様式5)勤務先 (様式6)前勤務先
	③令和7年1月～令和7年9月に退職した場合	就労に関する申立書(様式8の2)に加えて、退職日が確認できる以下のいずれかの書類 離職票(写)、源泉徴収票(写)、退職及び退職金支給証明書(様式6)	(様式8の2) 所得者本人

対象者	必要書類	発行元など
	④令和7年10月以降に退職した場合 退職及び退職金支給証明書(様式6) ※退職金の支給がない場合も提出すること 就労に関する申立書(様式8の2)	
給与所得以外の所得がある者 自営・農業等・外交員・不動産・雑所得・利子配当・株式譲渡・一時所得等がある者	令和7年分確定申告書の第一表・第二表・第三表(申告書控の写) ※確定申告で分離課税分がある場合は、第三表も提出すること ※確定申告を行っていない場合は、令和7年度市(町)県民税申告書など令和6年分の収入金額・必要経費・所得金額が分かるものを提出すること	所得者本人 市区町村 等
	令和7年の中途以降に新たに事業を始めた場合 直近3ヶ月の収入金額、必要経費、所得金額が分かるもの。 実績がない場合は、収入金額等の見込額が分かる事業主本人からの申立書(様式自由、A4サイズ、本人の署名・押印があるものでコピー不可) 及び就労に関する申立書(様式8の2)	事業主本人
年金受給者 公的年金(老齢基礎・厚生・障害・遺族・共済・企業・農業年金 等)、個人年金 等	年金受給状況申告書(様式14)を受給者ごと(1人1枚)に作成 ※受給している全ての種別を記入 ※受給している全ての種別について、次の中で日付が一番新しいものを貼付 ・最新の年金額改定通知書(写) ・年金振込(支払)通知書(写) ・年金の源泉徴収票(写)	日本年金機構、 共済組合、 保険会社 等
申請前6ヶ月以内(R7.10.1～R8.3.31)に臨時所得(退職金、保険金など)がある場合	退職金源泉徴収票(写)、保険金支払証明書(写)など臨時所得の金額及び受取日が分かるもの 退職金の場合は退職及び退職金支給証明書(様式6)を提出すること	前勤務先、 保険会社 等
失業中の場合	雇用保険受給資格者証(第1面～第4面)(写)	ハローワーク
休職中の場合	休職証明書(休職期間が明記されているもの) 傷病手当受給者は傷病手当通知書(写)など支給月額が分かるもの	健康保険組合 等
育児休業中の場合	育児休業手当、育児休業給付金受給資格者証(写)など支給月額が分かるもの	ハローワーク 等
児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当を受給している場合	最新の認定・支払通知書(写)又は児童扶養手当受給証(写)など支給額が分かるもの ※高校生年代までの就学者がいる世帯の申請者は必ず提出してください	市区町村 等
生活保護を受けている場合	生活保護受給申立書(様式15) 最新の保護決定通知書(写)など扶助料(直近3ヶ月)が分かるもの	市区町村 等
健康管理手当を受けている場合	健康管理手当証(写)など支給額が分かるもの	所管官庁 等
就労可能で無職無収入の者がいる場合(18歳以上の予備校生を含み、専業主婦を除く)	申立書(様式8) ※就学者及び専業主婦(夫)を除き、18歳以上で無職無収入の者がいる場合は、無職無収入の理由を記入すること	該当者本人
日本学術振興会特別研究員に採用されている場合	採用決定通知書(写)、研究遂行経費の申請状況が分かるもの ※配偶者が採用されている場合も提出すること	日本学術振興会
母子・父子世帯	母子・父子世帯申立書(様式9)	申請者本人
就学者がいる(本人及び小・中学生を除く)	在学状況及び授業料免除状況証明書(様式7) ※必ず本学の様式を使用すること ※P. 25「XI. 免除申請に係るFAQ ⑧」参照	就学者の在学学校

対象者	必要書類	発行元など
障害者、要介護者がいる世帯	障害者手帳(写)、療育手帳(写)、介護保険被保険者証(一・二面)(写)など ※障害年金などを受給している場合は、年金受給状況申告書(様式14)を併せて提出すること	所管官庁、病院等
6ヶ月以上の長期療養者がいる世帯	長期療養証明書(様式11) ※申請時(4月1日)時点で長期療養を終えている場合は対象外	病院、薬局 等
主たる家計支持者が別居している世帯(勤務先の命令による場合に限る)	単身赴任証明書(様式12)及び主たる家計支持者の別居(単身赴任等)に係る支出状況申告書(様式13) ※領収書(写)など支出を証明する書類を添付すること	勤務先 等
申請前6ヶ月以内に風水害で被災した世帯又は盗難等の被害にあった世帯	罹災証明書(写)、被災額証明書(写)などの被害金額が分かるもの又は被害届(写)など 被災状況に関する写真貼付台紙(様式は本学ウェブサイトに掲載) 確定申告により雑損控除を受けている場合はその金額が分かるもの 損害保険金等がある場合はその支払金額が分かるもの	消防署、警察署、市区町村 等
申請前6ヶ月以内に学費負担者が死亡した場合	死亡が確認できる書類 ※退職金、保険金、遺族年金等の支払い(見込みを含む)の金額が分かるもの(写)も併せて提出すること ※P. 26「XI. 免除申請に係るFAQ ⑩」参照	勤務先、市区町村、保険会社 等

【**独立生計者に関する証明書類**】

対象者	必要書類	発行元など
独立生計者 全ての認定要件を満たす者のみを対象とする 【認定要件】 ①所得税法上及び健康保険上、父母等の扶養家族でない者 ②本人(及び配偶者)の父母等と別居している者 ③本人(及び配偶者)に収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得課税証明書が発行される者	独立生計者申立書(様式10) ※加えて、以下に例示する書類により全ての認定要件を満たしていることを証明すること	申請者本人
	【認定要件①を証明する書類の例】 最新の給与明細書(写)や銀行通帳(写)又はマイナポータルの「健康保険情報」(写)など 、申請者本人又は配偶者が健康保険料を支払っていることが確認できる書類 ※資格確認書を所持している場合は、健康保険料を支払っていることが確認できる書類ではなく 資格確認書(写) を提出すること	申請者本人又は配偶者
	【認定要件②を証明する書類の例】 申請者本人の世帯全員が記載された 住民票 ※申請者本人又は配偶者が世帯主となっているものを提出すること ※P. 27「XI. 免除申請に係るFAQ ⑩」参照	市区町村
	【認定要件③を証明する書類の例】 申請者本人(配偶者がいるときは配偶者を含む)の 最新の所得課税証明書(原本) 、 源泉徴収票(写) 又は 確定申告書第一表・第二表(控)(写) など収入が確認できるもの	市区町村、勤務先 等

【**その他の証明書類**】

対象者	必要書類	発行元など
修学支援新制度要件外枠	修学支援新制度の申請要件に関する確認書 ※様式は こちら からダウンロードしてください	申請者本人

4. 提出書類の例(※本学独自制度)

(例①)【災害枠・災害救助法適用】父は会社勤め、母は専業主婦の場合

1. 授業料免除申請書
2. 授業料免除連絡票(様式1)
3. 被災状況に関する写真貼付台紙
4. 罹災証明書(写)
5. 【本人】アルバイト収入状況申立書(様式2)、奨学金受給状況申告書(様式3)
6. 【父・母】最新の所得課税証明書(原本)
7. 【父】令和7年度(令和7年度)源泉徴収票

罹災証明書が「全壊」又は「大規模半壊」
の場合はここまで

罹災証明書が「半壊」又は「床上浸水」
の場合はここまで

(例②)【学資負担者死亡等枠・災害救助法外】令和7年10月に学資負担者(父)が死亡、母は会社勤めの場合

1. 【本人】授業料免除申請書、授業料免除連絡票(様式1)、アルバイト収入状況申立書(様式2)、奨学金受給状況申告書(様式3)
2. 【本人・父・母】最新の所得課税証明書(原本)
3. 【父・母】令和7年度の源泉徴収票
4. 【父】退職及び退職金支給証明書(様式6)又は退職金源泉徴収票(写)、死亡届(写)

(例③)【修学支援新制度要件外枠】父は会社勤め(令和6年12月以前から就職・転職なし)、母はパート勤め(令和7年3月に退職し(退職金なし)、令和7年4月に就職)、祖父は年金を受給し、妹(大学2年生)、弟(高校1年生)がいる場合

1. 【本人】授業料免除申請書、授業料免除連絡票(様式1)、アルバイト収入状況申立書(様式2)、奨学金受給状況申告書(様式3)、修学支援新制度の申請要件に関する確認書
2. 【本人・父・母・祖父】最新の所得課税証明書(原本)
3. 【父】令和7年度の源泉徴収票
4. 【母】給与支給(見込)証明書(様式5)、就労に関する申立書(様式8の2)、退職及び退職金支給証明書(様式6)
5. 【祖父】年金受給状況申立書(様式14)、最新の年金金額改定通知書(写)
6. 【妹・弟】在学状況及び授業料免除状況証明書(様式9)
7. 【弟】最新の児童手当認定・支払通知書(写)

VI. 1次申請(Web 申請)の入力方法(本学独自制度)

免除申請システムの申請は、1次申請期間最終日の 23:59 まで入力が可能です。

前のページに戻る場合は、画面内の「戻る」を使用してください。ブラウザの「戻る」を使用すると入力内容が消える恐れがあります。

「次へ」を使用するとその時点のデータを保存します。修正があれば画面内の「戻る」で修正してください。

入学料・授業料免除申請システム：<https://admission.kumamoto-u.ac.jp/jumen/caution.php>

(1)入力の際の注意事項

内容を確認し、「チェック」を行ってから、「次へ」進んでください。

入力の際の注意事項

※「入学料・授業料免除申請システム」の入力については、本学のウェブサイトに「入学料免除・授業料免除申請のしおり」または「授業料免除申請のしおり」及び「申請システムの入力方法」を必ずお読みください。下の「入力の際の注意事項」を確認しました。

「入力の際の注意事項」を確認しました。

パソコンやスマートフォンの環境確認

ご利用になるパソコンやスマートフォンの環境を確認してください

PC推奨環境

ブラウザバージョン

推奨ブラウザ	Windows環境の場合	Mac環境の場合
○	Google Chrome Microsoft Edge	Safari Google Chrome

OS対応ソフトウェアバージョン

推奨OS	Windows環境の場合	Mac環境の場合
○	Windows 10 Windows 7、Windows 8.1 (ユーザー) は推奨環境外です。アップデートを推奨。www.microsoft.com	OS X 10.11.6 OS X 10.10.5 (ユーザー) は推奨環境外です。アップデートを推奨。www.apple.com

モバイル端末推奨環境

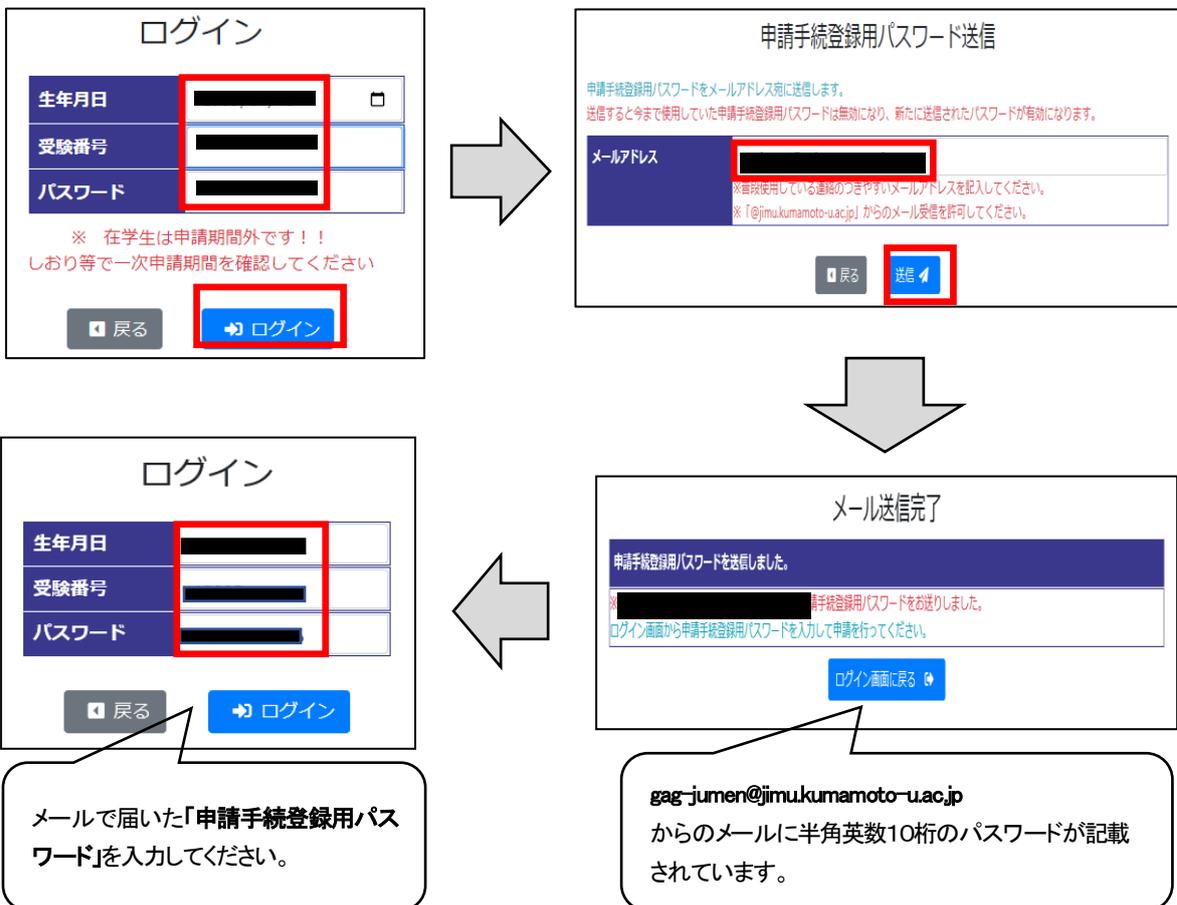
※下記は推奨環境ですが、お使いの機種によっては一部機能が動作しないことがあります。その場合はPCでご利用ください。

推奨OS	Android環境の場合	iOS環境の場合
-	Android 5.0以上 Android Chrome	iOS 14.0以上 Safari

(2)ログイン

2段階認証となっています。「[入学料・授業料免除申請システム](#)」からアクセスし、生年月日、受験番号、合格通知書に記載の仮パスワード(半角小文字のアルファベットと数字8桁)を入力して、「ログイン」してください。(パスワードは10回間違ると、入力できなくなります。もし入力できなくなった場合は、学生生活課経済支援担当へメール(gag-jumen@jimu.kumamoto-u.ac.jp)で連絡してください。)

下のような画面になるため、メールアドレスを入力し、送信ボタンをクリックすると、すぐに入力したメールアドレス宛てに、パスワードが届きます。そのパスワードを入力し、再度システムにログインしてください。メールが届かない場合は、メールアドレスが間違っていないか確認し、迷惑メール設定の確認(「@jimu.kumamoto-u.ac.jp」の受信設定)をして、再度「送信」をクリックしてください。



(3)入学料・授業料免除及び入学料徴収猶予申請の確認
入学手続きシステムで申告した番号を選択してください。

入学料・授業料免除及び入学料徴収猶予申請の確認

入学手続き時の申請で何番を選択しましたか？			
⑧ 給付奨学金の要件外者で、災害枠又はコロナ枠で申請			
本学独自の免除制度	対象者	給付奨学金	現在の状況
①	× 修学支援新制度認定済み	給付奨学金：決定者	支援区分：第Ⅰ～Ⅲ区分 支援区分：第Ⅰ(多子)～第Ⅳ(多子)区分 支援区分：多子世帯区分
②			支援区分：第Ⅰ～Ⅲ区分 支援区分：第Ⅰ(多子)～第Ⅳ(多子)区分 支援区分：多子世帯区分
③	○ 修学支援新制度在学採用申請予定者	給付奨学金：大学入学後(4月以降)申請する者	「入学料徴収猶予(入学料の納付延期)希望者」
④			「入学料徴収猶予(入学料の納付延期)希望者」
⑤	○ 修学支援新制度の対象外者	給付奨学金：不採用者、要件外者	「入学料徴収猶予(入学料の納付延期)希望者」
		給付奨学金：要件外者(多浪生)	「授業料免除」
	経済的理由		「入学料徴収猶予(入学料の納付延期)希望者」
⑥	○ 修学支援新制度在学採用申請予定者+ 災害枠orコロナ枠	給付奨学金：大学入学後(4月以降)申請する者	全壊 大規模半壊 半壊又は床上浸水 コロナ感染症による家計急変(授業料免除のみ)
⑦	○ 修学支援新制度在学採用申請予定者+ 災害枠orコロナ枠	給付奨学金：決定者	全壊 第Ⅱ区分 大規模半壊 第Ⅲ区分 半壊又は床上浸水 コロナ感染症による家計急変(授業料免除のみ)
⑧	○ 修学支援新制度の対象外者+ 災害枠orコロナ枠	給付奨学金：不採用者、要件外者	全壊 大規模半壊 半壊又は床上浸水 コロナ感染症による家計急変(授業料免除のみ)
⑨	○ 学資負担者の死亡等(入学前1年以内に限る)		災害救助法が適用された自然災害で、入学前1年以内において、学資負担者が死亡(含行方不明)した場合 ※給付奨学金決定者(支援区分Ⅱ・Ⅲ)又は大学入学後(4月以降)申請予定者は、申請のしおりを確認して該当する書類を提出してください。
⑩	○ 学資負担者の死亡等(入学前1年以内に限る)		入学前1年以内において、学資負担者の死亡、又は入学者若しくは学資負担者が風水害等の被害を受けた場合 ※給付奨学金決定者(支援区分Ⅱ・Ⅲ)又は大学入学後(4月以降)申請予定者は、申請のしおりを確認して該当する書類を提出してください。
⑪	○ 私費外国人留学生		

- ① 給付奨学金決定者(支援区分：第Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ)で免除のみ申請
- ② 給付奨学金決定者(支援区分：第Ⅱ・Ⅲ)で免除及び本人負担額の入学料徴収猶予申請
- ③ 給付奨学金を大学入学後(4月以降)申請する者で免除のみ申請
- ④ 給付奨学金を大学入学後(4月以降)申請する者で、免除及び本人負担額が発生した場合の入学料徴収猶予申請
- ⑤ 給付奨学金の要件外者で、多浪生枠で申請又は入学料徴収猶予申請
- ⑥ 給付奨学金を大学入学後(4月以降)申請予定で、災害枠又はコロナ枠を併せて申請
- ⑦ 給付奨学金決定者で、災害枠又はコロナ枠を併せて申請
- ⑧ 給付奨学金の要件外者で、災害枠又はコロナ枠で申請
- ⑨ 災害枠(災害救助法が適用された自然災害で災害発生後1年以内に学資負担者が死亡等の場合)
- ⑩ 学資負担者の死亡等(入学前1年以内に学資負担者の死亡又は入学者若しくは学資負担者が風水害を受けた場合)
- ⑪ 私費外国人留学生

(4)申請の種類

各項目で該当する選択肢を選び、「次へ」進んでください。

申請の種類	
日本人・留学生区分	日本人学生
入学料申請	併願 (免除申請+徴収猶予 (納付延期) 申請) 入学料免除申請をする場合は、徴収猶予 (納付延期) 申請も併願することをおすすめします。 ※申請しない場合は「非該当」を選択 ※進路変更希望者は入学料申請の必要はありませんので、「非該当」表示となります。
授業料申請	併願申請
申請区分1	一般枠等 (納付延期) 申請及び併願申請は所属学部等の教務担当にご相談ください。 ※併願しない場合は「非該当」を選択
申請区分2	一般枠以外での申請対象は、以下のとおりです。 詳細は「授業料免除申請のしおり」で確認してください。 ○ 学資負担者死亡等枠 ① 免除申請6ヶ月以内 (新入生は入学前1年以内) に、学資負担者が死亡又は風水害等の災害 (災害救助法適用外) を受けたことにより授業料の納付が著しく困難な者 ② 災害発生後1年以内の災害において、学資負担者が災害救助法適用地域に居住し、学資負担者が死亡 (行方不明を含む) したことで授業料の納付が著しく困難な者 ※私費留学生は学生本人 (又はその配偶者) が学資負担者となります。 ○ 災害枠 (災害救助法適用) : 災害発生後1年以内の災害において、学資負担者が災害救助法適用地域に居住し、学資負担者の家族が公的機関発行の罹災証明書により被災 (全壊、大規模半壊、半壊又は床上浸水) したことを証明された者 ○ コロナ枠 : 新型コロナウイルス感染症の拡大による収入減少があった者等を申請対象として実施する公的支援を受給した者又は新型コロナウイルス感染症の影響により世帯収入が1/2以下になったことにより授業料の納付が著しく困難な者 ○ 修学支援新制度要件外枠 : 日本人学部学生で修学支援新制度の認定要件外となっている者のうち高等学校等を卒業した年度の末日から入学した日までの期間が2年を超えている者 (多浪生)

【日本人・留学生区分】

「日本人学生」を選択してください。

【入学料申請】

「併願」、「免除申請」、「徴収猶予 (納付延期)」、「非該当」を選択してください。

【授業料免除】

「免除申請」又は「非該当」を選択してください。

【申請区分1】

該当する申請区分を選択してください。

【申請区分2】

- ・一般枠は前期分と後期分を併せての申請することが可能です。「通年申請」という。)9月卒業・修了予定の者も通年申請でも問題ありません。
- ・学資負担者死亡枠、災害枠、コロナ枠は通年申請できません。

<「一般枠」の選択肢>

申請区分1 一般枠

申請区分2 [・通年申請 (授業料免除のみ)
・前期申請

<「学資負担者死亡等枠」の選択肢>

申請区分1 学資負担者死亡等枠

申請詳細

- ・学資負担者死亡 (災害救助法適用)
- ・学資負担者死亡 (災害救助法適用外)
- ・学資負担者行方不明 (災害救助法適用)
- ・風水害罹災 (災害救助法適用外)

申請区分2 前期申請

<「災害枠」(災害救助法適用)の選択肢>

申請区分1 災害枠 (災害救助法適用)

- ・災害1 (令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害)
- ・災害2 (令和7年台風12号に伴う災害)
- ・災害3 (その他災害)

※該当する災害名がない場合は「その他災害」を選択し、「申請理由」(2/10)に被災した災害名を入力してください。

申請詳細

- ・全壊
- ・大規模半壊
- ・半壊、床上浸水
- ・未定

罹災証明書発行状況

- ・申請中
- ・発行済

申請区分2 前期申請

<「コロナ枠」の選択肢>

申請区分2 ・前期申請

<「修学支援新制度要件外枠」の選択肢>

申請区分2
・通年申請
・前期申請

(5)申請書(基本情報)の入力

画面に従い、申請者家族等に関する情報を入力してください。

※申請区分により入力画面が変わります。

※令和8年4月1日現在の状況で作成してください。入力内容に虚偽の内容が含まれていることが判明した場合は、免除決定後であってもその許可を取り消すことがあります。

(1/10)申請書(基本情報)入力

一般枠 / 学資負担者死亡等枠 / 災害枠 / コロナ枠 / 修学支援新制度要件外枠

申請書 (基本情報) の入力(1/10)

学部・大学院	大学院
研究科・教育部	保健学 専攻 保健学専攻(博士前期課程)
入学年月	2026年04月 入学区分 入学
学年	1年
氏名	熊大 花子
メールアドレス	gak-jumen@jimu.kumamoto-u.ac.jp
署名	熊大花子

※パソコンではマウス、タブレットやスマートフォンでは指やタッチペンを使用して、本人が署名してください。

[署名をやり直す](#)

(2/10)申請書(申請理由)の入力

一般枠 / 学資負担者死亡等枠 / 災害枠 / コロナ枠 / 修学支援新制度要件外枠

申請書 (申請理由) の入力(2/10)

申請理由	父は、衣料品小売業を営営していますが、数年前に自宅近くに大型店が進出したため、売上高が減少し、経営不振に陥っている状態です。 私がべb頭に忙しくなり、アルバイトをする時間的余裕がありません。また、弟と妹を含めた3人の学費の出費が多く、家計に大きな負担となっています。 以上の理由により、学費の納付が非常に困難なため、入学料及び授業料の免除を認めていただきますようお願いいたします。
	本人が具体的に書くこと (500バイト以内)
主たる家計支持者が無職・失業の場合	いつから 〇〇年〇月
	生活費の出所

【申請理由】

本人を主体として入力してください。申請時(令和8年4月1日現在)において申請するに至った事情、特に説明を要する事情、経済的に授業料の納付が困難な理由を具体的に入力してください。

災害救助法適用外の火災・風水害や盗難などの事情で免除を申請する場合は、被害年月日、被害内容について詳細に入力してください。

【主たる家計支持者が無職・失業の場合】

主たる家計支持者がいつから無職の状態に あるのか、生活費をどのように賄っているか、再就職の見通しなどを入力してください。

(3/10)家庭調査票(基本情報)の入力

一般枠 / 学資負担者死亡等枠 / 災害枠(半壊、床上浸水、未定の場合) / コロナ枠
/ 修学支援新制度要件外枠

※災害枠で全壊・大規模半壊の場合はここで終了です

家庭調査票(基本情報)の入力(3/10)

本人情報	
フリガナ	姓フリガナ 姓フリガナ
氏名	熊大 花子
年齢	22
郵便番号	860-0862 <small>※ハイフン()も含めて入力してください。</small>
住所	熊本県熊本市中央区黒髪2丁目39-19-1号
マンション・アパート等	ひかり荘201
電話番号	090-0019-0001 <small>※ハイフン()も含めて入力してください。</small>
家族情報	
郵便番号	456-1230 <small>※ハイフン()も含めて入力してください。</small>
住所	福岡県福岡市東区〇〇町△△
マンション・アパート等	
電話番号	999-1234-5678 <small>※ハイフン()も含めて入力してください。</small>

【住所】

引越し先の住所が決まっていない場合は、「引越し予定」と入力してください。

(4/10)家庭調査票(基本情報)の入力

一般枠 / 学資負担者死亡等枠 / 災害枠(半壊、床上浸水、未定の場合) / コロナ枠
/ 修学支援新制度要件外枠

家庭調査票(就学者を除く)の入力(4/10)

※就学者を除く家族を入力してください。
※本人が主たる家計支持者の場合は当該欄に○を選択してください。

続柄	同居別居	主たる家計支持者	氏名	年齢	現在の職業
本人	▼	▼			
父	同居 ▼	○ ▼	熊大 英明	59	衣料品店経営
母	同居 ▼	▼	熊大 佳子	58	パート(2026年4月)
祖母	別居 ▼	▼	熊大 春子	75	無職
	▼	▼			
	▼	▼			
	▼	▼			
	▼	▼			

同居別居は家族住所での同居別居です。

【同居別居】

家族住所での同居・別居です。

(例)

申請者本人が自宅外通学、ほかの家族(父・母など)が実家暮らしの場合は、父・母は「同居」を選択。

【主たる家計支持者】

主たる家計支持者に○を選択してください。

【氏名】

同居・別居問わず申請者と生計を同じくする者で、就学者(小学生以上)を除いた家族全員を記入してください。

就学者:

小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学(短期大学、大学院、専攻科、別科を含む。)、特別支援学校、専修学校の高等課程・専門課程、放送大学の全履修生。

※各種学校(予備校、防衛大学校、水産大学校、職業能力開発大学校、農法大学校、インターナショナル・スクール等)に在学している者や、大学の研究生、聴講生、科目等履修生などの非正規生は就学者に該当しません。

【年齢】

年齢は令和8年4月1日現在を入力してください。

【現在の職業】

「会社員」、「自営業」、「農業」、「専業主婦(夫)」など端的な表現で入力してください。また、無職の場合は空白にせず「無職」と入力してください。

前年又は今年の途中から就職した場合は、その年月を()書きで入力してください。

※父又は母が死別・生別の場合は、「氏名」欄を()書きで入力し、「現在の職業」欄に死別又は生別と入力してください。

※独立生計者などで配偶者がいる場合は、父及び母の欄は空欄のままで、「続柄」欄に「妻(夫)」と入力し、氏名等を入力してください。

(5/10)家庭調査票(就学者等)の入力

一般枠 / 学資負担者死亡等枠 / 災害枠(半壊、床上浸水、未定の場合) / コロナ枠
/ 修学支援新制度要件外枠

家庭調査票(就学者等)の入力(5/10)

本人
通学区分 自宅外 日本学生支援機構奨学金 当年度受給状況 一種

就学者を入力

氏名	同居別居	設置区分	学校区分	学年	通学区分	前年度状況(国立学校の就学者のみ入力)	
						授業料免除(前期)	授業料免除(後期)
弟 熊大 和樹	別居	国立	大学	2	自宅外	無	536
妹 熊大 尚子	同居	公立	高校	1	自宅	全額	

【本人/通学区分】

自宅又は自宅外を選択してください。

【本人/当該年度受給状況】

日本学生支援機構の奨学金について、令和8年度1年間(令和8.4～2027.3)に受給予定の場合は選択してください。

※申請中の場合は選択不要です。

【就学者】

申請者本人以外に就学者がいる場合は、令和8年4月1日現在の状況を入力してください。(就学者についてはP. 18を参照。)

・学校名は正式名を入力してください。熊本大学在学の場合は、学部又は研究科・教育部を()書きで入力してください。

・学年は令和8年4月1日現在で入力してください。ただし、就学者が令和7年度より引き続き同じ学校に在学し令和8年4月に進級する場合は、「在学状況及び授業料免除状況申請書(様式7)」では現在の学年で証明を受け、2次申請期間内に提出してください。

・「授業料免除」欄は、就学者が国立大学に在学している場合だけ入力してください。「授業料年額」欄は、就学者が前年度(令和7年度)の前期・後期のどちらか一方で授業料免除(一部免除を含む。)を受けた場合に、授業料の全額(千円未満切り上げ)を入力してください。

《例》:弟が国立大学の学部生で、令和7年度の後期授業料免除で全額免除を受けた場合
授業料年額535,800円 → 「授業料年額」欄に「536」と入力

(6/10)家庭調査票(特別控除)の入力

一般枠 / 学資負担者死亡等枠 / 災害枠(半壊、床上浸水、未定の場合) / コロナ枠
/ 修学支援新制度要件外枠

特別控除を希望する場合は、1次申請で必要項目を入力の上、2次申請で証明書類を提出する必要があります。特別控除に該当する者がいても控除を希望しない場合は入力も証明書類の提出も不要です。

家庭調査票(特別控除)の入力(6/10)

該当しない場合は「空へ」選んでください。

母子父子世帯	母 (死別/生別)	() (yyyy 年 mm 月)
	父 (死別/生別)	() (yyyy 年 mm 月)
障害者のいる世帯	① 続柄	
	障害者区分	手帳の有無
	介護区分	
長期療養者のいる世帯	① 続柄	祖母
	入通区分	通院
	療養期間	2021 年 6 月から
	1ヶ月当たり療養費(千円)	30
	② 続柄	
	入通区分	
	療養期間	yyyy 年 mm 月から
	1ヶ月当たり療養費(千円)	
主たる養育者以外の世帯	1ヶ月当たり住居・光熱費等(千円)	
災害・風水害・盗難等の災害を受けた世帯	被害内容	
	被害額(千円)	

【母子父子世帯】

父又は母のどちらか一方又はその両方が死別又は生別の場合は「死別/生別」の選択と発生日月を入力してください。

【障害者のいる世帯】

障害のいる世帯に該当する場合は、その状況を障害者手帳、医師の証明書等に基づき入力してください。

【長期療養者のいる世帯】

長期療養者とは、すでに6ヶ月以上療養中の者又は申請時点(令和8年4月1日)において6ヶ月以上の療養が見込まれる者です。該当する場合は、本欄に入力してください。

【主たる家計支持者の別居】

主たる家計支持者が勤務先の命令による単身赴任により、別居している場合はその居住費、高熱・水道費の1ヶ月あたりの金額を入力してください。

※自己都合による別居は対象外です。

※特別控除に該当する金額は、別居のために特別に支出している実費が単身赴任手当等の支給額を上回る場合のみです。

【災害・風水害・盗難等の災害を受けた世帯】

災害・風水害・盗難等の被害にあい、支出の増大や収入の減少が将来的に長期にわたり継続し著しく困窮していると認められる場合のみです。

証明書類として受け付けることができる書類の例示は以下のとおりです。

- ・火災:被害が分かる写真3枚程度(本学ウェブサイトに掲載の貼付台紙を使用)、火災保険通知書(写)等
- ・風水害:被害が分かる写真3枚程度(本学ウェブサイトに掲載の貼付台紙を使用)、被害に伴う支出額が分かる書類(写)、保険金が分かる書類(写)等
- ・盗難等:警察への被害届(写)、盗難にあった品物及び金額の一覧等

(7/10)アルバイト収入状況の入力

一般枠 / 学資負担者死亡等枠 / 災害枠(半壊、床上浸水、未定の場合) / コロナ枠
/ 修学支援新制度要件外枠

アルバイト収入状況の入力(7/10)				
アルバイトは TA, RA, COE を書きます。				
2025(令和7年1月～2025(令和7年12月の間に(継続)				
アルバイトを	した			
アルバイト先	内容	平均月額	受給総額(千円)	支払を受ける期間
レストラン	ウェイトレス	60000	720	2025/01/01 日 ~ 2025/12/31 日
				yyyy/mm/dd 日 ~ yyyy/mm/dd 日
				yyyy/mm/dd 日 ~ yyyy/mm/dd 日
				yyyy/mm/dd 日 ~ yyyy/mm/dd 日
				yyyy/mm/dd 日 ~ yyyy/mm/dd 日
計			720	
2026(令和8年1月～2026(令和8年12月の間に(予定)				
アルバイトを	していない・しない予定			
アルバイト先	内容	平均月額	受給総額(千円)	支払を受ける期間
				yyyy/mm/dd 日 ~ yyyy/mm/dd 日
				yyyy/mm/dd 日 ~ yyyy/mm/dd 日
				yyyy/mm/dd 日 ~ yyyy/mm/dd 日
				yyyy/mm/dd 日 ~ yyyy/mm/dd 日
				yyyy/mm/dd 日 ~ yyyy/mm/dd 日
計				

【令和7(2025)年1月～令和7(2025)年12月】
令和7年1月から12月の実績を入力してください。受給総額の千円未満は切下げで入力ください。

【令和8(2026)年1月～令和8(2026)年12月】
アルバイトをしている・する予定の場合はその状況・その予定を入力してください。アルバイト先等が決まっていない場合は「未定」と入力してください。

(8/10)奨学金受給収入状況の入力

一般枠 / 学資負担者死亡等枠 / 災害枠(半壊、床上浸水、未定の場合) / コロナ枠
/ 修学支援新制度要件外枠

奨学金受給状況の入力(8/10)

給付奨学金とは卒業後返還しなくてよい奨学金です。
貸与奨学金とは卒業後返還を要する奨学金です。

2025(令和7)年4月～2026(令和8)年3月までの給付奨学金の受給状況

受給の有無 有 無 ※日本学生支援機構関係は入力不要

奨学金名	月額(円)	受給期間	受給月数 (ヶ月分)	年額(円)
		----年--月 ~ ----年--月		
		----年--月 ~ ----年--月		

2026(令和8)年4月～2027(令和9)年3月までの日本学生支援機構奨学金の受給予定

貸与型奨学金の受給の有無 有 無

日本学生支援機構 奨学金受給状況

区分	月額(円)	受給期間	受給月数 (ヶ月分)	年額(円)
第一種	88000	2026年04月 日 ~ 2027年03月 日	12	1056000
第二種		----年--月 日 ~ ----年--月 日		

【上段(令和7年度の給付奨学金)】
該当しないため、選択等不要です。

【下段(日本学生支援機構の受給予定)】
該当するものの選択と入力をしてください。

(9/10)入力内容確認

一般枠 / 学資負担者死亡等枠 / 災害枠 / コロナ枠 / 修学支援新制度要件外枠

入力内容確認(9/10)

申請の種類	
日本人・留学生区分	日本人学生
入学料申請	伊願(免除申請+徴収監予(納付延期)申請)
授業料申請	免除申請
申請区分1	一般枠
申請区分2	通年申請

本人基本情報	
学部・大学院	大学院
研究科・教育部	保健学
専攻	保健学専攻(博士前期課程)
入学年月	2026年04月
入学区分	入学

修正があれば「戻る」ボタンで戻って修正してください。確認後は「決定」を押してください。

インターネット登録完了

申請情報の登録が完了しました。

※ [] 宛てにインターネット申請情報登録完了メールをお送りしました。
※送信されたメールには、申請登録内容が記載されているため1年間保存してください。

次にログアウトせずに、下の「必要書類の印刷へ」をクリックして進めてください。
なお、メールは必要書類の印刷を行い、ログアウト後に確認してください。

決定後ログアウトせずに、「必要書類の印刷へ」をクリックして進んでください。
もしログアウトした場合は、再ログインし、必要書類の印刷(10/10)まで進み、必要書類を印刷してください。

(10/10)必要書類の印刷

一般枠 / 学資負担者死亡等枠 / 災害枠 / コロナ枠 / 修学支援新制度要件外枠

◆注意◆

申請システムは1次申請期間中しかログインできません。1次申請期間内に必ず印刷してください。なお、一定時間経過するとセッションが切れて入力内容が申請書等の様式に反映されませんので、再度ログインして印刷してください。

VIII. 申請にあたっての注意事項等

1. 注意事項

- 申請は必ず申請者本人が行ってください。代理人による申請は受け付けません。
- 本しおりを熟読のうえ、提出書類は不備・不足がないよう早めに準備してください。提出期限までに揃わない書類があるときは、P. 25「XI. 免除申請に係るFAQ ⑥」を参照してください。
- 提出期限を過ぎての申請は一切受け付けません。ただし、学資負担者の死亡などによる家計急変で授業料の納付が困難になった場合、授業料の納付期限前であれば対応できる場合がありますので、表紙の【問合せ先】に早めに相談してください。
- 学期途中での休学、復学又は退学を予定している場合は、免除の申請はできません。申請後、本人の休学や退学、家族の就職や退職、死亡、就学者の退学など、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに表紙の【問合せ先】に連絡してください。
- 申請に関して記載すべきことが記載されていないものなど申請書に不備がある場合又は必要な証明書が提出されていない場合は、免除申請を取り下げたものとして取り扱います。
- 記載内容及び提出書類に虚偽の内容が記載されていることが判明した場合は、免除(徴収猶予)決定後であっても、その許可を取り消すことがあります。
- 懲戒処分を受けた場合は、免除決定後でも当該期の免除の許可を取り消します。

2. 免除申請の取り下げ

(1) 入学料免除・徴収猶予申請の取り下げ

入学手続きの際に、入学料の納付が困難等の理由で入学料免除・徴収猶予の申請をしたが、その後入学料の納付が可能となり申請を取り下げる場合は、令和8年3月27日(金)17:00までに表紙の【問合せ先】に連絡してください。

入学後に入学料免除・徴収猶予申請を取り下げる場合は、速やかに表紙の【問合せ先】に連絡してください。

(2) 授業料免除申請の取り下げ

学期途中からの休学や復学、学期途中の退学を予定している場合は、免除申請の対象外となります。また、申請後に、このような事由が生じた場合は、授業料を納付してもらうとともに、免除申請を取り下げる必要がありますので、速やかに表紙の【問合せ先】に連絡してください。

3. 後期授業料免除における変更申請の要件

通年申請した者で、後期授業料免除を受けるにあたって、前期申請時(4月1日時点)と後期申請時(10月1日時点)で申請内容(家族状況・就学状況・家計状況など)に、以下のような変更がある場合は、後期授業料免除申請期間に、変更申請が必要です。

後期分の授業料免除は、変更申請の内容に基づき審査します。

【変更例】

- ・火災、風水害又は盗難等の被害を受けた
- ・家族の構成員に大幅な変更が生じた場合(年金、障害者、雇用保険失業給付金、傷病手当、児童手当、児童扶養手当、生活保護など)
- ・令和8年4月以降に、就職又は退職した者がいる(学生本人のアルバイト状況の変更の場合は独立生計者のみ対象)
- ・令和8年4月1日から9月30日の間に、臨時所得(退職金、保険金など)があった
- ・令和8年10月1日付けで最短修業年限を超過した
- ・上記以外の変更があった(様式8「申立書」と変更に係る証明書を提出してください。)

Ⅸ. 一部免除又は不許可の場合の入学料・授業料の納付

選考結果が「半額免除」、「2/3免除」、「1/3免除」又は「不許可」となった者は、入学料及び前期授業料の本人負担額の納入が必要です。なお、納付方法及び期限は入学料と授業料で異なりますのでご注意ください。

(入学料)

選考結果発表後に、保証人宛に「振込依頼書(振込手数料は本人負担)」を送付しますので、本学が選考結果を発表した日から起算して14日以内に納付してください。

(授業料)

前期分については7月13日(月)に「授業料の銀行預金口座自動引き落とし」により納付してください。ただし、6月下旬の結果通知の際に免除結果欄が「出願中」のままであり、7月上旬に免除結果が決定した場合は7月27日(月)の自動引き落としとなります。なお、7月上旬時点でも「出願中」のままの場合は、免除結果の決定後に振込依頼書での納付となります。

※定められた期限までに入学料及び授業料の納付をしなかった者は、学則に基づき「除籍」となります。

Ⅹ. 個人情報の取扱い

入学料免除・徴収猶予及び授業料免除申請書等に記載された内容や提出された書類等の個人情報は、入学料免除・徴収猶予及び授業料免除の選考のために使用し、その他の目的に利用することはありません。

学生及び保護者のみなさまへのお願い

入学料免除・徴収猶予及び授業料免除の申請は、学生本人による申請としており、学生自身がきちんと理解して申請するよう指導しております。また、免除結果も、申請者自身が学内 Wi-Fi に接続したパソコンやスマートフォンなどにより確認するようしており、保証人・保護者の方への結果通知は行っておりません。

学生自身の自立を促すため、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

Ⅺ. 免除申請に係るFAQ

1. 1次申請(免除申請システム入力)

		質問	回答
申請 手 続 き	①	徴収猶予は申請せず入学料免除のみ申請するほうが、免除は許可されやすいですか。	免除のみを申請したか免除・徴収猶予を併願したかで、審査に影響はありません。入学料免除申請者は、入学料徴収猶予を併願することを推奨します。
	②	入学料免除・徴収猶予と同時に授業料免除も申請する予定ですが、提出書類は2セット必要でしょうか。	申請書は入学料免除・徴収猶予と授業料免除のそれぞれでの提出が必要ですが、証明書類等は1セットだけ提出してください。
	③	1次申請、2次申請とは何でしょうか。	1次申請は、免除申請システム(オンライン申請)に入力することです。2次申請は、1次申請完了後に同システムから印刷する申請書等の様式に必要な証明書類等を添付し郵送することです。
	④	授業料免除申請は、1年に1回すればいいでしょうか。	前期分と後期分を一括して申請(通年申請)できますが、前期の申請時点(4月1日)から後期の申請時点(10月1日)の間に、世帯の構成員の増減、就学者の増減、構成員の就職/退職、年金等の受給開始/終了など、申請内容に変更がある場合は、後期にあらためて変更申請してください。 ※通年申請できない場合があります。詳細はP. 16で確認してください。
	⑤	1次申請確定後に入力内容の間違いに気づいたので変更したいのですが、可能でしょうか。	1次申請期間内であれば、申請者本人で申請内容の変更が可能です。1次申請期間終了後に修正したい場合は、表紙の【問合せ先】に連絡してください。

2. 2次申請(申請書類の郵送)

		質問	回答
提出 書 類	⑥	2次申請の提出期限内に一部の書類が間に合いません。	まずは、申請書など2次申請期間内に提出できる書類をレターパックライトで郵送してください。 その際に、付箋紙等に不足書類の名称及び提出予定日を記入して同封してください。不足書類は提出予定日まで速やかに提出してください。
	⑦	源泉徴収票はコピーでいいですか。	コピーを提出してください。他の書類で原本とコピーのどちらでいいかは、P. 10「3. 該当者が提出する書類」で確認してください。
	⑧	高校生以上の就学者の「在学状況及び授業料免除状況証明書」は、各学校が発行する「在学証明書」でもいいですか。	各学校が発行する「在学証明書」では就学者の在学状況や通学状況等が確認できないため、証明書として受理できません。 必ず本学所定の様式「在学状況及び授業料免除状況証明書」(様式7)を使用してください。
	⑨	弟が3月に高校を卒業し4月から大学に進学予定ですが、「在学状況及び授業料免除状況証明書」は、どちらの学校の分を提出すればいいですか。	4月1日現在の状況に関する証明が必要です。4月から新しい学校に進学予定の場合は、入学後に進学先の学校で証明してもらったものを、P. 22「【注意事項】」に記載している提出期限までに提出してください。 なお、免除申請書の「就学者」欄にも、進学後の学校情報を入力する必要がありますので注意してください。

入学料・授業料免除申請のしおり
(新入生②・④～⑩)

	質問	回答
⑩	親は会社員ですが、所得課税証明書と源泉徴収票の両方とも提出する必要がありますか。	どちらも提出してください。所得課税証明書で所得の種類(給与収入・営業所得・農業所得 等)やその他の所得(不動産所得・雑所得 等)を確認し、所得の種類に応じて、給与収入であれば源泉徴収票(写)で、営業・農業所得や不動産所得であれば確定申告書(写)や市(町)県民税申告書で収入額又は所得額を確認します。
⑪	母は専業主婦で収入がありませんが、所得課税証明書が必要ですか。	収入が無いことを確認する必要があります。無職であっても不動産所得等がある場合がありますので、提出してください。
⑫	祖父母は年金受給者ですが、所得課税証明書が必要ですか。	提出が必要です。年金収入がある場合は所得課税証明書に加え「年金受給状況申告書」(様式14)を祖父母それぞれで1枚作成してください。複数の種類の年金を受給している場合は全ての年金を記入し、様式14に記載している証明書類を添付してください。
⑬	家族に無職の者がいますが、所得課税証明書が必要ですか。	提出が必要です。所得課税証明書に加え、18歳以上で無職・無収入の者がいる場合は「申立書」(様式8)を提出してください。
⑭	姉が3月に大学を卒業し4月から就職しますが、何を提出すればいいですか。	就職後も同一生計の場合は、所得課税証明書に加え、4月以降に「給与支給(見込)証明書」(様式5)を就職先で証明してもらい提出してください。 なお、お姉さんが一人暮らしをするなど別生計となる場合は、何も提出する必要はありません。免除申請書の「就学者を除く家族」欄にも入力しないでください。
⑮	父(学資負担者)が3月に退職予定ですが、何を提出すればいいですか。	次の書類を提出してください。 ※全て提出 1. 所得課税証明書 2. 「退職及び退職金支給証明書」(様式6) 3. 「就労に関する申立書」(様式8の2) ※該当するものを提出 4. 失業手当を受給する場合:雇用保険受給資格者証(写) 5. 転職する場合:「給与支給(見込)証明書」(様式5) ※就職後の新しい職場で証明してもらってください。 6. 無職となり失業手当を受給しない場合:「申立書」(様式8) ※就職や起業など今後働かない事情などを記入してください。 7. 年金を受給する場合:「年金受給状況申告書」(様式14) ※証明書類を添付してください。
⑯	父(学資負担者)が1月に亡くなりました。どのような書類を提出すればいいですか。	次の書類を提出してください。 1. 死亡が確認できる書類(死亡届(写)、戸籍抄本(写) 等) 2. 保険金を受給していれば金額及び支払日が分かるもの(保険金支払計算書(写) 等) 3. 退職金を受給していれば金額及び支払日が分かるもの(「退職及び退職金支給証明書」(様式6) 等) 4. 遺族年金を受給していれば金額が分かるもの(「年金受給状況申告書」(様式14) 等) 5. 保険金、退職金、遺族年金のいずれも受給していない場合は、その旨を記入した「申立書」(様式8)

入学料・授業料免除申請のしおり
(新入生②・④～⑩)

		質問	回答
その他	⑰	授業料の口座自動引き落としをしていますが、免除申請中の引き落としはどうなりますか。	免除の判定結果が決定するまでは授業料の口座自動引き落としは行われません。
	⑱	学業成績の基準について教えてください。	このしおりのP. 5「Ⅱ. 選考方法」で確認してください。
	⑲	両親からの仕送りは一切なく、アルバイトと奨学金で生活していますが、独立生計者になりますか。	両親からの仕送りがなければ独立生計者には該当しません。 3つの認定要件全てを満たす必要があります。認定要件についてはP. 12【独立生計者に関する証明書類】で確認してください。
	⑳	独立生計者として申請したいのですが、住民票をまだ移していない場合はどのような書類を提出すればいいですか。	申請期間内に準備できない書類については、前ページの⑥を参照してください。 申請者本人又は配偶者のどちらかの父母が、提出いただいた住民票に記載されている場合は、独立生計者に該当しませんので、ご注意ください。

提出は不要です。

XII. 提出前セルフチェックリスト

※必要書類が揃っているか、以下のチェックリストで確認してください。

※提出期限までに揃わない書類があるときは、P. 25「XI. 免除申請に係るFAQ ⑥」を参照してください。

※所得課税証明書などの公的書類は、マイナンバーの記載がないものを提出してください。

		本人	父	母	夫(妻)	兄	弟	姉	妹	祖父	祖母	他	memo
全 員 提 出	1.授業料免除申請書												
	2.授業料免除連絡票 (様式1)												
	3.アルバイト収入状況申立書 (様式2)												
	4.奨学金受給状況申告書 (様式3)												
	5.市区町村発行の最新の所得課税証明書(原本) 1人1枚												
給 与 所 得 関 係	令和 () 年分源泉徴収票 (写) (貼付台紙) (様式4)												
	給与支給 (見込) 証明書 (様式5)												
	令和 () 年分確定申告書 (写) (第一表、第二表、あれば第三表)												
	令和 () 年度 市(町)県民税申告書等 (写)												
	年金受給状況申告書 (様式14)												
	最新の年金振込通知書(写)・年金改定通知書(写)・年金の源泉徴収票(写)												
	退職及び退職金支給証明書 (様式6)												
	・退職日が確認できる離職票・退職金源泉徴収票など (写)												
	雇用保険受給資格者証 (第1面～第4面) (写)												
	休職証明書・傷病手当金通知書など (写)												
	育児休業手当・育児休業給付金受給資格者証 (写)												
	児童手当等支払通知書 (写) 又は受給金額がわかるもの (写)												
	最新の児童扶養手当証書 (写) など受給金額がわかるもの												
	生活保護受給申立書及び受給金額がわかるもの (様式15)												
	申立書 (無収入などを申立書に記入) (様式8)												
就労に関する申立書 (様式8の2)													
日本学術振興会特別研究員採用決定通知書 (写)													
特 別 控 除 関 係	母子・父子世帯申立書 (様式9)												
	在学状況及び授業料免除状況証明書 (様式7)												
	身体障害者手帳、療育手帳、介護保険被保険者証など (写)												
	長期療養証明書 (様式11)												
	単身赴任証明書 (様式12)												
	単身赴任等に係る支出状況申告書 (様式13)												
独 立 生 計 者	学資負担者の死亡が確認できる書類 (写)												
	独立生計者申立書 (様式10)												
	本人 (又は配偶者) が健康保険等の保険料を支払ったことが確認できるもの 父母等との別居が確認できるもの 本人 (配偶者も) の所得課税証明書、源泉徴収票 (写) 又は確定申告書 (写)												
該 当 者	奨学生の決定通知書 (写) (新入生を除く。)												